

ボランティア・市民が主役の地域福祉活動を応援します

## 令和5年度 **下期**

# 歳末たすけあい募金 地域福祉活動補助金 募集要項

本会のミッションである

「安心と心ゆたかな みんなのふくしのまちづくり」

に向けた **地域福祉のパートナー** となる

**ボランティア・非営利団体**を募集します。

ボランティア団体の スタートを応援 立ち上げ資金を新設 3年間を補助	<b>立ち上げ資金</b>  1団体上限 5万円×3年間	<b>事業資金</b>  1団体上限 10万円	<b>補助率なし</b>  自己資金が少なくても 活動を始めること ができます
	各種書類の作成 <b>サポート</b> 特に立ち上げ資金、 初めて申請する団体 のサポートをします	<b>歳末</b> <b>たすけあい募金</b> 地域で集めて地域で 使う募金の補助金	
心を伝える審査 プレゼンテーション  希望団体はプレゼン で必要性を訴えて！	広く活動を知らせる <b>報告会</b> 共感を増やす 活動の協力者を 増やす機会に！	実施主体 社会福祉法人 東久留米市 <b>社会福祉協議会</b>	社協ホームページ 

## (1)目的

### 「安心と心ゆたかな みんなのふくしのまちづくり」を

あなたの団体と社協がパートナーになって、一緒に進めるための補助金です。

- ・東久留米市らしい地域福祉の推進と地域共生社会の実現を図ることを目的として実施します。
- ・市民が地域の福祉的な課題に関心を持ち、その解決のために協力しあいながら取り組むボランティア・非営利団体等の活動に対し、必要な経費の一部を補助します。

## (2)補助対象区分と団体の要件

- ・以下の全てに該当する団体です。
- ・一部の要件では、該当しなくてもプレゼンテーション審査で認めるときがあります(※プレゼン)

	立ち上げ資金	事業資金
社協会員	令和5年度会員	令和5年度会員
主な活動場所	市内	市内
団体の種類 (※プレゼン)	ボランティア団体(任意団体)	ボランティア団体(任意団体) または非営利団体
設立・実績 (※プレゼン)	新たにボランティア団体 (任意団体)を立ち上げる または立ち上げから1年未満	設立1年以上 の活動実績がある
会員人数 (※プレゼン)	5人以上	10人以上 実行委員会は5団体以上
独立した意思決定	あり	あり
会則・事業計画	作成予定(2年目から必要)	あり
歳末たすけあい 運動の広報	独自の媒体で広報できる(予定)	独自の媒体で広報できる
報告会の参加	活動を紹介する	補助事業の成果を報告する
対象外	・営利を目的とする団体 ・選挙、政治、または宗教的活動を目的とする団体 ・公共の福祉に反する活動を行う団体 ・その他、会長が適切でないと認めた団体	

- ・非営利団体…特定非営利活動法人、営利を目的としない一般社団法人など。

### (3)補助対象となる事業

・以下の全てに該当する事業です。

	立ち上げ資金	事業資金
内容	地域社会に発生する福祉課題(福祉ニーズ)に取り組む事業	地域社会に発生する福祉課題(福祉ニーズ)に取り組む事業で、以下に該当すること ・高齢者、障がい者・児、乳幼児とその親などを日常的に支援する活動 ・高齢者、障がい者・児、難病者、乳幼児などを災害時に救援するために必要な活動 ・地域福祉の視点で行う学習会・研修会・講演会等の開催 ・地域福祉に関して必要な調査、研究の実施 ・地域福祉活動に必要な器具、器材の開発・購入 ・団体・グループの地域福祉活動にかかわる市民への啓発の実施 ・地域福祉及び地域共生社会の推進のための先駆的・モデル的活動
市民の参加	市民が主体的に参加する、自主性と創造性により実施される事業	
実施場所	原則として市内	
対象外	・同一の団体での複数申請 ・東久留米市地域福祉推進事業補助金交付要綱の補助、国及び地方公共団体等からの補助金を現に受けている(予定のある)事業	

### (4)補助対象の実施期間

- ・立ち上げ資金 申請した年～最大3年間
- ・事業資金 上期 令和5年6月1日～令和6年3月31日  
 下期 令和5年10月1日～令和6年3月31日

### (5)補助金額

- ・補助率なし。決算後に使用した経費が補助金額を下回っていたときに、返還が必要です。
  - ・補助金には、歳末たすけあい運動の募金や寄付金などが充てられています。
- 「安心と心ゆたかな みんなのふくしのまちづくり」のために寄付をくださった方々の思いを大切に使ってください。

	金額
立ち上げ資金	1団体上限 5万円×3年(最大15万円)
事業資金	1団体上限 10万円

## (6)対象となる経費(対象とならない経費)

- ・立ち上げ資金 団体を運営するために直接必要な経費で、以下の項目に該当するもの。
- ・事業資金 対象事業の実施に直接必要な経費で、以下の項目に該当するもの。
- ・対象外経費でも、プレゼンテーション審査で認めるときがあります。

項目	内容	立ち上げ資金	事業資金
会場費	活動に必要な会場及び機器類を借りる費用。	○	○
賃借料	団体の資材を保管する倉庫の借上げ費用。	○	対象外
	団体の事務を行うための部屋の借上げ費用。	対象外	対象外
光熱水費	電力、ガス及び水道料金等の公共料金。	対象外	対象外
講師等謝金	講師、専門家、出演者等に渡す報酬及び謝礼。(1回1万円まで)	○	○
保険料	活動中の傷害保険、損害賠償保険等の保険料。	○	○
	火災・地震等の家屋に関する保険料。	対象外	対象外
	個人にかけるボランティア保険料。	対象外	対象外
食材費	飲食(食事、弁当、茶菓等)にかかる費用。	対象外	対象外
広報費 印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷製本、書類の作成に必要な費用。	○	○
	チラシ・ポスター等のデザインの費用。	対象外	対象外
消耗品費	文具、雑品類等事業に不可欠な消耗品。	○	○
	材料費の購入費用。ただし、受益者負担の観点から、材料費の一部は団体または参加者負担。	○	○
備品費	5年以上形状が変わらず使用可能で、1品1万円を超えるものを購入する費用。 ※見積書が必要	○	○
通信運搬費	広報等に最低限必要な郵送料。	○	○
	団体名義で契約する電話、ファクス、インターネット等の使用にかかる通信費。	○	対象外
賃金等	現金・物品に関わらず、団体に属するメンバーへの謝礼や賃金(交通費実費、有償ボランティア含む)。	対象外	対象外
交際費 慶弔費	金品の授与(お歳暮やお土産等の贈答品、食材や日用品の配布等)にかかる費用。慶弔にかかる費用。	対象外	対象外
分担金 寄付金	会費、募金、寄付金等。	対象外	対象外
領収書がないもの	領収書等で団体が支払ったことを明確に確認することができない費用。	対象外	対象外
その他	活動に必要不可欠なもので、会長が特別に適切と認めたもの。	○	○
	会長が適切でないとして認めたもの。	対象外	対象外

## (7)受付期間

・下記の期間で申請を受け付けます。

上期 2月1日(水)～3月7日(火)午後5時 ※郵送のみ、必着。

下期 7月5日(水)～8月1日(火)午後5時 ※郵送のみ、必着。

## (8)申請手続き

・下記の書類を提出してください。郵送のみ受け付け。

・申請書類は受付期間中、社協ホームページからダウンロードできます。

社協、中央町地区センターの窓口で配布します。

・申請書類は、原則として返却しません。

提出書類	立ち上げ資金		事業資金
	1年目	2年目以降	
様式1号 申請書 ※振り込み先口座は、団体名義または 会の名簿にある役員の個人名義であること	○	継続申請書 必要時応じて 変更届	○
様式1号別紙1 事業実施予算書 ※備品の見積書(複数社)を添付すること	○	○	○
様式1号別紙2 団体概要	○	省略可	○
様式1号別紙3 会員名簿 ※代表者、会計、監査を明らかにすること	○	省略可	○
様式1号別紙4 プレゼンテーションシート	希望団体のみ	—	希望団体のみ
会則・規約・定款等	省略可	省略可	○
当年度の団体の事業計画書	省略可	省略可	○
前年度の団体の事業報告書及び決算書	省略可	省略可	○
その他(会報など)	省略可	あれば提出	あれば提出

## (9)審査

・補助金審査委員会で優先順位と補助の条件を審査します。

・基本は書類審査とし、希望する団体にプレゼンテーション審査を行います。

・プレゼンテーション審査は、審査委員が対面で行います。募集要項の補助対象に合致しないが地域で必要とされる先駆的な事業の内容や取り組む申請団体の思いを聴き取ります。

・審査内容

### ①書類審査

審査基準	<p>・<u>安心と心ゆたかな みんなのふくしのまちづくり</u> 地域で発生している福祉のニーズに対する取り組みで、お互いさまのまちづくりの広がりや発展、再構築につながる事業であること。</p> <p>・事業の必要性と公益性</p> <p>・補助の必要性、事業の実現可能性、事業(団体)の継続性</p>
------	--

## ②プレゼンテーション審査(希望団体のみ)

審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の先駆性、将来性、モデル事業としての広がり等</li> <li>・書類審査では伝えきれない必要性</li> </ul>
日時・会場 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上期 4月13日(木)午前10時～正午 / 下期 9月7日(木) 10時～正午</li> <li>・会場 わくわく健康プラザ2階 社協会議室</li> </ul>
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1団体概ね15分間程度で、説明の方法や内容は問いません。</li> <li>・1団体2人まで参加できます。2人以上参加したいときはご相談ください。</li> <li>・当日資料配布(5部)、パソコン(USBデータ)の持ち込みも可能です。その他の使用機材等のご相談ください。</li> </ul>

## (10)交付決定

- ・審査により、予算の範囲内で社協会長が交付(不交付)を決定します。
- ・決定に対して不服があるときは、交付決定通知を受け取った日から14日以内に文書で取り下げができます。
- ・スケジュール(予定)  
 上期 交付決定 5月、補助金交付 6月 / 下期 交付決定 10月、補助金交付 11月
- ・交付決定した事業の内容などは、市民に公開します。

## (11)事業の報告・変更(中止)

### ①実績報告

- ・事業終了30日以内(または最終締め切り)までに、下記書類を提出してください。
- ・最終締め切り 令和6年4月18日(木)午後5時 ※郵送のみ受け付け、必着。
- ・申請書類は社協ホームページからダウンロードできます。

提出書類	立ち上げ資金	事業資金
様式第5号 実績報告書	○	○
様式第5号別紙1 事業決算報告書	○	○
様式第5号別紙2 事業成果・経過報告シート	経過報告	事業成果
様式第5号別紙3 ありがとうメッセージ	○	○
領収書類等	○	○
事業の資料(チラシ等)	○	○
当年度の団体の事業報告書	○	○
当年度の団体の決算報告書	○	○
その他の資料	あれば提出	あれば提出

### ②変更(中止)手続き

- ・事業を変更または中止(廃止)をするときは、下記書類を提出して、あらかじめ承認を受ける必要があります。
- ・中止(廃止)後30日以内に、①実績報告を提出してください。

提出書類	立ち上げ資金	事業資金
様式第4号 事業変更(中止・廃止)承認申請書	中止	変更・中止
添付書類	必要に応じて	必要に応じて

## (12)補助金の返還

- ・原則として、翌年度に繰り越すことはできません。
- ・事業が終わった(決算)ときに、使用した経費が補助金額を下回っていたとき、対象経費や決定時の補助条件に合致しないときに、補助金の一部(または全部)を返還する必要があります。
- ・実績報告書を精査し、返還金の額と期限を通知します。
- ・下記の理由で補助金交付決定の取り消しを受けたとき、補助金を返還する必要があります。
  - (1)偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
  - (2)補助金を他の用途に使用したとき
  - (3)その他補助金の交付決定の内容、またはこれに付した条件、その他法令、定款及び要綱に違反したとき

## (13)実績報告会・周知について

### ①実績報告会

- ・補助金交付団体は、補助事業の成果を市民に公開する実績報告会で報告する必要があります。
- ・令和6年2月9日(金)午後 開催予定です。当日の出席が難しいときは、動画による参加もできます。
- ・市民に団体が取り組む地域ニーズと活動を知らせ、共感と活動の協力者を増やす機会にご活用ください。
- ・歳末たすけあい運動の寄付者へ募金の活用先を報告し、次年度の寄付を募ります。
- ・立ち上げ資金の交付団体は事業紹介等、事業資金の団体は実績報告を行います。

	立ち上げ資金	事業資金
実績報告会	1～2年目 事業紹介、最終年 実績報告	実績報告

### ②補助金を使用していることを周知する

- ・補助金交付団体は、補助対象事業の実施時や広報に、本補助金を使用していることを周知する必要があります。

記入例	この事業は、東久留米市社会福祉協議会 令和5年度歳末たすけあい募金地域福祉活動補助金を受けて実施しています。
掲載する媒体等	事業の印刷物、広報誌、ホームページやSNSなどの広報媒体

### ③歳末たすけあい運動（詳しくはP8）

- ・12月に実施する歳末たすけあい運動に、積極的にご協力ください。皆さんの活動成果を伝えて、地域福祉活動のための寄付を募り、持続可能な補助の仕組みとしています。

## (14)個別相談・各種書類の作成サポート

- ・補助金の個別相談は、予約制です。下記問い合わせ先までご連絡ください。  
相談日：平日(月～金)の午前9時～午後5時まで  
場所：市内で応相談、Zoom  
上期 2月6日(月)～2月28日(火) / 下期 7月10日(月)～7月25日(火)
- ・特に新規に立ち上げをする団体や初めて補助金を申請する団体の各種書類の作成をサポートします。まずは個別にご相談ください。

## (15)実施主体・問い合わせ先

社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会 地域福祉担当  
〒203-0033 東久留米市滝山 4-3-14 わくわく健康プラザ2階  
電話 042-475-0739 ファクス 042-476-4545  
E-mail [info@higashikurume-shakyo.or.jp](mailto:info@higashikurume-shakyo.or.jp)  
ホームページ <https://www.higashikurume-shakyo.or.jp/>

## 社協(会員)とは

社会福祉協議会(通称:社協)は、社会福祉法に基づいて設置され、民生・児童委員、福祉関係事業者などとのネットワークを活かして、地域に必要なさまざまな福祉事業をそこに暮らす皆さまとともに展開しています。

事業運営の財源は、社協の目的・活動に賛同してくださる会員の皆さまからの会費や寄付金などです。住みよいまちづくりのサポーターとしてご協力ください。

- ・正会員 年額 1,000 円以上、特別会員 年額 5,000 円以上
- ・令和 5 年度目標会員数 4,270 件(令和 4 年度会員数 3,093 件)



## 歳末たすけあい運動(地域支え合い募金)とは

地域で集めた寄附金を地域に還元する募金運動です。生活に困窮している方や社会的孤立状態にあり支援を必要としている方をはじめとし、地域で暮らす誰もが安心して年末の時期を過ごすことができるように、住民の参加や理解を得て多様な福祉活動を展開しています。

東久留米市では、「自分たちの住み良い暮らしは、自分たちで創る」という視点に立ち、人と人とのつながり作りや市民が主体的に参加する福祉活動へ重点的にサポートしています。

- ・実施期間 12月1日～12月31日
- ・補助金交付団体の協力例 街頭募金に参加、募金箱を設置、チラシの配布など
- ・令和 5 年度募金目標額 380 万円 (令和 4 年度募金実績 3,204,763 円)
- ・寄付金の使い途は、「赤い羽根データベースはねっと」で見ることができます。

<https://www.akaihane.or.jp/>